

## 【史料紹介】

### 三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留（十二）

#### 日本史学専攻近世近現代史ゼミ

前回に引き続き、天保十四（一八四三）年の御用状留を史料紹介していく。

幕府との関係では、この刃四・五番の二回の御用状で八通の幕府からの触書・達書が、江戸屋敷から陣屋へ届いている。五通が陣屋役人山本甚兵衛が江戸から直接持参したもののようで【刃四番】、残り三通は五番御用状と一緒に届いたものである【刃五番】。一通は同じ内容が重複しているので、実質は七通である。そのうち五通が「御触書」、二通が「御達書」と、この御用状には記されている。「御触書」五通はいずれもこの年三月から四月に出されたもので、『幕末御触書集成』で照合すると、四通は「老中」水野越前守（忠邦）殿御渡」「大目付<sup>江</sup>」で始まり、最後に「可被相触候」という書留文言で終わっており、老中水野越前守忠邦から大目付へ出された「触書」であることがわかる。残り一通も「水野越前守御指図」とあり、また「被仰渡」との文言が使われている。一方「御達書」二通は前年十二月にすでに出されていたもので、そのうち一通は「水野越前守殿<sup>江</sup>御伺之上申渡候」「水越前守殿<sup>江</sup>申上置、梶野土佐守申達候」とある。「梶野土佐守」は勘定奉行梶野良材である。残り一通は『幕末御触書集成』には掲載されていない。

古文書学では、「触書は（中略）幕府または藩が主として町人・農民などの庶民を規制するために発布した法令」「広く一般に伝達するための文書」「一般的に触れ知らすべきもの」とし、達書は「関係役所または関係者のみに通達

する書付<sup>①</sup>」としている。また作成伝達経路については、「触書は老中・若年寄によって構成される御用部屋で審議し、御用部屋付属の秘書的存在である奥右筆が調査・起案に関与して触書の文案を作る。あるいはまた勘定奉行・町奉行等から提出された触書案文に基づいてその採否が検討されついで將軍の裁可を経て発効した<sup>②</sup>」とある。

しかし、上記「半原陣屋御用状留」の七通の事例を『幕末御触書集成』の記載と合わせて類推すると、達書の方は「関係役所または関係者のみに通達する」ものではなく、触書と同様に「広く一般に伝達」されており、かつ老中には一心上申しておくが、老中・大目付以外の役職（この場合は勘定奉行）から出されるのが「達書」と考えられる。つまり『幕末御触書集成』に同様に掲載されていても、すべてが当時同じ「触書」と認識されていたわけではなく、少なくとも「触書」と「達書」は、古文書学が述べる「一般」か「関係役所または関係者」かというように、伝達される対象で区別されるのではなく、その発給経路や書式によって区別されていたと思われる。そして岡部落では、「触書」は出されるとすぐに藩内に伝達するものの、「達書」の方はしばらく様子をみきわめてから、必要に応じて藩内に伝達したというように、両者の取扱を区別していたのではないかと推測できる。

つぎに藩江戸屋敷と陣屋との関係では、藩年寄より武器改めが陣屋に指示されているのが興味深い【列五番】。この時期は、異国船が度々日本近海に出没している時期であり、幕府も海岸防備に力を入れており、領内に海岸がない領主でも防備に借り出されることもあるという触も出されているので、その関係かと思われる。

最後に、藩・陣屋と三河領内支配村・村人との関係では、亡くなった先代藩主の形見を、浅見与兵衛が貰い受けている【列四番】。領分取締役としてか、御用働としてか、はたまた藩に多額の調達金を度々納めていることによるものか、理由は不明であるが、岡部落が御用商人や有力百姓に、さまざまな機会において下賜をしている事例は多い。また藩

は三河の自領から、江戸屋敷に必要な木材や山石を伐採や採掘し調達しているが、所有する「御林山」から伐採した後に残った木枝葉を村方に有料で払い下げていた。その値段は陣屋と村との交渉で決められていたが、村が一単位二両ぐらいで払い下げて欲しいという要望に対し、江戸屋敷からは二両ならば買い増すようにとの条件を付けられる。陣屋は間に入って苦慮するものの、最終的には村側にたつて二両に取り決める。さらに今すぐにはなく農繁期を過ぎた秋に伐採し、納金も同じく秋に延納したいという村の要求も陣屋の判断で認めている【刃四番】。陣屋はどちらかという村側の要求にそつて動いているとともに、江戸屋敷の判断を待たず、陣屋で判断できることもあったことがわかる。

本史料は、青木泰志・宮林悠・中田実優・関本雄介・糟屋春果・伊藤優花・東方梨彩子・福岡大輝が史料翻刻と説明文執筆のための資料調査・草稿作成を行い、史料翻刻の点検および説明文草稿のとりまとめと最終執筆を神谷智が行った。

#### 刃四番

去ル九日付御用状相届致拝見候。殿様益御機嫌能被成御座、恐悦御同意奉存候。當御領中御陣屋向都而別条無御座候。一、従是差立候三番御用状相達被成御披見、為貴答被仰聞候趣致承知候。事済候義者再貴報致文略候。

一、當方牢屋并供部屋薪小屋御普請御入用大積伺書式冊、并新規牢躰之困御普請御入用伺書壹冊、半原村字小吹用水引溝新規堀替御普請御入用大積伺書とも都合四冊・鹿繪圖壹枚、御年寄衆御證印済、御返却被下則致落手候。

一、當表村々并御用働御金用勤之者少差出候受書三通、御年寄衆御一覽済二付、御返却被下致落手候。

一、當方御雜用金<sup>江</sup>御借入御取計候浅見与兵衛渡證文卷通、御年寄衆御證印済、御返却被下是又致落手候。

一、從

公儀之御觸書写<sup>并</sup>御達書写、左之通。

一、諸國人別改方之儀<sup>二</sup>付御觸書写<sup>三</sup> 壹冊

一、唐物拔荷之儀<sup>二</sup>付同断<sup>四</sup> 壹冊

一、諸国酒造人之儀<sup>二</sup>付御達書写<sup>五</sup> 壹冊

一、上方筋<sup>六</sup>江戶表<sup>江</sup>酒積送方之儀<sup>二</sup>付同断<sup>六</sup> 壹冊

一、惡黨共召捕方之儀<sup>二</sup>付御觸書写<sup>七</sup> 壹冊

右之通御年寄衆<sup>八</sup>御渡し<sup>二</sup>付、御遣し被成候条、夫々宜取計可申旨致承知候。

一、御奉行所<sup>九</sup>御渡<sup>二</sup>相成候賀茂村次右衛門渡酒造米高鑑札壹枚、山本甚兵衛<sup>江</sup>御渡被成候間、承知可致旨被仰聞、則同人<sup>十</sup>致承知候。

一、此度 御家督被蒙

仰候<sup>二</sup>付、村々<sup>江</sup>高百石<sup>二</sup>付金<sup>三</sup>兩宛高役金被 仰付候間、上納方之儀<sup>二</sup>付御書付壹冊、御年寄衆御渡し<sup>二</sup>付、御遣し被成候之条、先格之通宜取計可申旨致承知候。

一、山本甚兵衛儀御用済<sup>二</sup>付、去ル十日御地致出立候旨、為心得被仰聞致承知候。

一、義徳院様御遺物御上下一具、浅見与兵衛<sup>江</sup>被下候<sup>二</sup>付、山本甚兵衛<sup>江</sup>御渡被成候間、与兵衛呼出し候上、於御役所相渡可申旨致承知候。

右<sup>者</sup>去ル九日付御地四番御用状貴報<sup>ニ</sup>御坐候。御入記之通受取申候。

一、前条自

公儀之御觸書写<sup>并</sup>御達書写共都合五冊、落手之上、例之通取計、御領中村々寺社とも不洩様相觸申候。

一、前条酒造米高鑑札老枚、賀茂村次右衛門呼出し、於御役所相渡し、受取書取置申候。

一、前条 御家督濟<sup>ニ</sup>付、村々高役金上納方御書付壹冊致落手、則先格之通村々庄屋・組頭・百姓代老人ツ、呼出し、

右御書付之趣申渡、連印之請書申付、右受書今便為御上差出候条、御落手宜御取計可被下候。

一、山本甚兵衛儀、道中富士川<sup>并</sup>大井川<sup>ニ</sup>而二日程ツ、都合四日之川支<sup>ニ</sup>而、去ル廿日無恙帰着いたし候。此段御承知

可被下候。

一、前条

義徳院様御遺物御上下一具、浅見与兵衛<sup>江</sup>於御役所相渡し候所、冥加至極難有仕合奉存候旨、別段御礼申出候。

一、當表醫師稻垣謙二儀、久々病氣之処、養生不相叶、去月廿六日巳ノ上刻致病死候段届出申候。右死去跡家内之儀

ハ御油宿<sup>ニ</sup>罷在候養子寛二<sup>江</sup>方引取申度旨<sup>ニ</sup>付承届候処、先達<sup>而</sup>半原村引拂申候。此段御承知可被下候。

一、當御領分村々當外宗門人別相改候処、別条無御坐、男女惣人数三千八百五拾七人、増減差引、去寅<sup>三</sup>拾五人相

減申候。右目錄書之儀<sup>者</sup>例之通御目付中<sup>江</sup>差出申候間、委細<sup>者</sup>同人<sup>分</sup>御承知可被下候。

一、中宇利村組頭、小山廻り兼、次郎大夫儀、追々老衰<sup>ニ</sup>付、兩役とも御免被成下度旨願書差出候<sup>ニ</sup>付承札候処、願

之通無據相聞候間、願之通御免被 仰付候<sup>而</sup>、右跡役之儀<sup>者</sup>同人悴崑左衛門<sup>江</sup>小山廻り、御金用勤惣八悴竹三郎<sup>江</sup>組

頭役被 仰付可然奉存候。此段相伺申候。

一、下役安形源藏儀、此度濱松御領分遠州豊田郡上嶋村諏訪大明神主大沢太郎左衛門弟定次八郎申者養子いたし度、内談致し候ニ付、不苦候ハ、願之通被 仰付候様仕度旨願出候ニ付、承札候処、右定次八郎義當卯三十九歳ニ相成、至極実貞なる者之由相聞候ニ付、願之通承届候処、去ル十八日宅江引取候旨届出申候。此段御承知御年寄衆江も可然被仰伸可被下候。

（下札）

「安形源藏養子願濟之件。但、藩士ニ無之平民ニ於テ養子致候者ハ養子引取之上、庄屋迄届出候得共、平民ニ養子願出候例無之候。」

一、八名井村出去ル子年中御地御奉公先江致出奔候百姓八歳、同平左衛門忩源作、并ニ去々丑年中右同様致出奔候百姓多左衛門、右三人之者共此節村方近立帰、先非後悔帰住、御百姓相續仕度旨、組・親類之者迄申出候ニ付、何卒願之通帰住被 仰付被下置度旨、親類・組合・村役人一同願出候ニ付、例之通當人并親類其外一同呼出し、始末致吟味候処、出奔先惡事掛り合等も無之様子ニ相聞候ニ付、別紙伺書写差出候間、御落手委細者書面ニて御承知被下、宜御取計可被下候。尤中當人村預ケ〇申付置候。

一、去々丑十一月中鷓致出奔候鷓村百姓源六忩源吉儀、是又前同様帰住願出候ニ付、前条八名井村同様ニ取計致吟味候処、外惡事懸り合等も無之候ニ付、伺書写差出候間、御落手書面ニて御承知被下、宜御取計可被下候。

一、半原村字小吹用水引溝新規堀替出来ニ付、御入用御勘定組窺書写冊、写并大積帳相添、今便差出候条、御落手宜御取計可被下候。

一、御地御用板木類御買上并ニ御林ニ而挽立出来ニ付、不残取揃、例年差下し瓦一同、去ル七日一鍬田理平次方迄差出申

候。右送状写今使御賄中迄差立候間、委細者同人分御承知可被下候。

一、右之外山石之儀も右材木類一同津出し可致与兼而者心組、黒鐵方へも精々申付置候所、先年堀口欠崩、場所替致し候所、當度者場所悪敷堀當テ、至而大石へ堀當テ、右付存外手間取、取初引合付追々日延願出候付承札候所、無據様子ニ相聞へ候間、當月限無相違堀揃へ、吉田河岸ニ而受取候引合ニ御座候間、受取次第印入取調、津出し可致候間、左様御承知可被下候。尤其節又々可得貴意候。

一、當春時候〇不順氣ニ御座候。麦作之儀、賀茂村者些そふ氣之趣、そふ送り等届出申候。尤格別之儀ニも無御座候。外村々者先つ無難ニ而可成之出来ニ相見へ申候。當村実人取中大切之時節追々列入前ニも相成候旨御座候間、何卒天氣續ニ而無難ニ取入候様致度奉存候。

一、山本甚兵衛出府中被仰談候御用向之儀、同人分承知致し候。右者得与申談、追々取計可得貴意候。左様御承知被下、御年寄衆へも可然被仰伸被置可被下候。

一、賀茂村大川通春定式御普請之儀願出候付、出郷見分吟味之上、別紙大積伺書取調、老冊今便致進達候。御落手宜敷御取計可被下候。

右之段為可得貴意、如斯御座候。以上。

四月 高橋

橋本

山本

石川殿

入記

一、高役金被 仰付方申渡受正文

一通

一、出奔人帰住伺書本紙写共

四冊

一、半原村字小吹用水引溝御普請御入用御勘定組窺書本紙写

（老通）  
老冊

一、右大積帳

老冊

一、賀茂邑大川通御普請大積帳

老冊

一、御自分様へ拙者共の内状

老封

×

追啓得貴意候。山本甚兵衛江被仰談候當表調達金之儀、評儀之上、浅見与兵衛へ申談候所、金貳百兩ハ六月初旬、

貳百兩ハ八月初旬、兩度ニ都合四百兩、同人調達可仕旨談相整申候間、此段御安心可被下候。尤御返済方ハ御林御

拂代金引當、貳百兩ハ御物成金之内を以、御返金之積常平一月十五日限引合申候。左様御承知被下、御年寄衆へも宜しく被仰伸被

置可被下候。右之通ニ者御座候へ共、御林御拂之儀ハ、また取調不行届申候間、追々取調、委細可得貴意候。以上。

一、先達而得貴意候小畑村字安永林松木、此度御地御用板其外挽立、残木枝葉御拂之儀、村方へ申達候所、金貳兩ニ

御拂頂戴仕度旨申之候ニ付、買増申付候へ共、何分御免可被成下度旨申聞候ニ付、得与評義致し候所、何分場所柄も

悪敷、旁右貳兩位之ものならでハ有御座間敷、一統申之候事ニ付、右貳兩ニ御拂之積取極申候。然處農業世話敷時

節ニ付、右木品伐取候義相成不申候間、當秋迄御延被下度旨、右ニ付代金之儀も矢張延相願候間承置申候。追而相納



候節<sup>者</sup>當表御雜用之内へ組入可申。左様御承知可被下候。以上。

番外

以飛札致啓上候。薄暑之砌御座候得共、貴様弥御堅固被成御勤役珍重奉存候。當方都<sup>而</sup>相替儀無御座候。然<sup>者</sup>當表去寅年中米金諸御勘定仕上ケ一件、書物取調出来上り候間、則今便並便を以差立申候。

一、去寅年御領分村々御取箇帳耆冊、是又出来上り候間差立申候。

右両様共御落手御熟覽被下、宜御取計可被下候。此段為可得貴意、如斯御座候。以上。

卯五月 三人

江戸や<sup>江</sup>出ス 三百目

石川殿

卯五番

四月廿四日<sup>并</sup>去月廿四日付之御用状相届致拜見候。先以 殿様益御機嫌能被成御座、恐悅御同意奉存候。當御領中御陣屋向都<sup>而</sup>別条無御座候。

一、從是差立候四番御用状相達被成御披見候由、貴答被仰聞候趣致承知候。往返事済候義<sup>者</sup>再貴報致文略候。

一、從

公儀無宿惡黨共御取締<sup>(8)</sup>并朱賣買之儀<sup>(8)</sup>二付御觸書写とも式冊、御年寄衆被成御渡候<sup>(9)</sup>二付、御遣し被成候条、御落手之上、

宜取計可申旨被仰越致承知候。

一、甚兵衛義日積通無滯致當着候義<sup>与</sup>被成御推察候得共、右<sup>者</sup>先便得貴意候之通川支<sup>ニ</sup>而四日之延着<sup>ニ</sup>相成申候。

一、伺書類御返却物、左之通。

一、高役金被仰付申渡請證文

一通

一、出奔人帰住伺書

式冊

一、半原村字小吹用水溝御普請御入用御勘定組伺書

壹通

一、賀茂村大川通御普請大積帳

壹冊

右式通三冊御年寄衆御證印濟被成御返却、夫々致落手候。

一、右之外先便得貴意候趣御承知被下、御年寄衆<sup>江</sup>可被仰述義<sup>者</sup>夫々被仰述被下候由。

一、公儀分江戸町々<sup>并</sup>国々在町共家作之儀<sup>ニ</sup>付御觸書<sup>写</sup>壹冊<sup>⑩</sup>、御年寄衆御渡し<sup>ニ</sup>付被差遣、右<sup>者</sup>於御地も嚴敷被仰座候儀<sup>ニ</sup>付、御觸書面得<sup>与</sup>披見之上、右御趣意<sup>ニ</sup>不觸様、別段村々呼出可申渡旨、且御書付村々觸廻候節、留置候様可申渡旨被仰聞致承知候。

右<sup>者</sup>御地五番・六番御用状貴報<sup>ニ</sup>御座候。御入記之通受取申候。

一、前条御觸書式冊無相違致落手致拜見候処、無宿悪黨共御取締御觸書<sup>写</sup>之儀<sup>者</sup>、先便山本甚兵衛帰着之砌被差遣候

<sup>ニ</sup>付、例之通御領中<sup>江</sup>嚴敷相觸置候御觸面<sup>与</sup>少しも相違之處無御坐候<sup>ニ</sup>付、此度<sup>者</sup>相觸不申、乍去御嚴重之被<sup>仰出</sup><sup>ニ</sup>も御坐候間、申談候上郷方御足軽兩人<sup>ニ</sup>て、毎月兩三度ツ、御領中見廻出役申付、○村役人<sup>江</sup>共も精々申付、胡乱<sup>上</sup>なるもの徘徊不致様相制可申段○置候。朱賣買之義<sup>ニ</sup>付御觸書之義<sup>者</sup>、例之通取計申候。左様御承知可被下候。

一、前条八名井村并鵜飼嶋村出奔人帰住何書御聞濟ニ付、則當人共親類・組合・村役人一同呼出し、御下知之趣ヲ以御咎手鎖申付置候。御差圖御座候通、日数七日相立候ハ、御免取計、御百姓出精いたし候様可申渡候。

一、前条従

公儀在町家作之義ニ付御觸書写致落手、得与致拜見候上、村々庄屋・組頭・百姓代老人ツ、呼出し、右觸面之趣讀渡、御趣意之趣通早々相改、心得違無之様精々申渡、猶又御觸書写相渡、毎村写取候上、庄屋宅ニ於て小前一同江為讀聞、堅相守候様申渡候而、連印之受書申付、今便致進達候間、御落手宜御取計可被下候。尤誰之建直し又者致手入候与申義者追而取調可得貴意候条、是又御年寄衆江宜被仰述可被下候。尤當御領中者邊土にて、村々困窮者多く御座候故か、御用働・御金用を始、至而質素なる風俗ニ而、家作等も建直し候程之普請者相見不申、手入可致場所も少々可有之哉与存候分も、両三軒ならてハ無御坐候。併尚又得与吟味いたし、御趣意ニ不觸様為相守、次便委細可得貴意候。

一、中宇利村組頭、小山廻り兼勤、次郎太夫義老衰ニ付、頭之通兩役共御免、右に付御金用惣八悴竹三郎江組頭、次郎太夫悴毘左衛門江小山廻り被仰付度段御承知ニ付、夫々取計申渡候处、銘々難有仕合奉存候旨、別段御礼申出候。左様御承知可被下候。

一、山本甚兵衛出府中御相談御座候通、當方御用働・御金用之者共一同呼出し候上、式拾ヶ年賦御割下ヶ、元金之分當卯拾ヶ年御断、利足計御下ニ相成候旨、且又浅見与兵衛調達金三百兩・鵜飼嶋村新平調達金五拾兩之義者、常分毎暮元金御借戻、利足之義も是迄壹割式分之处、壹割ニ相減候様申談候处、何れも無子細御受申出候間、此段御承知被下、御年寄衆江も宜被仰述可被下候。

一、當御陣屋御武器相改候様御年寄衆分御内意御坐候ニ付、今便取調帳巻冊致進達候間、御落手御披見之上、宜御取

計可被下候。

一、浅見与兵衛儀、昨年大病後兎角氣脇薄く相成、御領分取締之儀相勤兼候間、何卒御免被成下候様仕度旨、書付を以願出候間、得与相札候之処、実々申出候通<sub>ニ</sub>而無摠相見候之間、願之通取締役御免被仰付候様いたし度、右願之通被仰付候ハ、為跡役半原村吉兵衛<sub>江</sub>上郷六ヶ村取締役被 仰付、御扶持米毎年老俵ツ、被成下候様致し度奉存候。且又賀茂村取締役之義<sub>者</sub>同村庄屋新五左衛門義是迄下郷取締役も被仰付、至極出精相勤居候義<sub>ニ</sub>付、同人<sub>江</sub>被 仰付、先格も御座候<sub>ニ</sub>付、苗字帯刀御免被成下候様いたし度奉存候。

一、右与兵衛悴浅見伊作義、父与兵衛御用働出精相勤、且當人義も御用働見習出精いたし候<sub>ニ</sub>付、格別之以 思召、御徒士席被 仰付候ハ、別<sub>而</sub>難有奉存、尚又出精相勤可申義<sub>与</sub>奉存候。依之右三人之者<sub>江</sub>被 仰付方伺書壹通写相添、今便致進達候間、御落手御披見之上、可然義<sub>ニ</sub>候ハ、宜御取計可被下候。

一、去月十二日並便御用状を以御自分様迄、去寅年御勘定仕上帳差立申候間、着候ハ、御改御落手可被下候。此段為念得貴意候。

一、去酉亥子丑四ヶ年分米切手、左之通。

一、酉年分百貳十枚

一、亥年分九拾四枚

一、子年分百拾七枚

一、丑年分百拾七枚

ノ四百四十八枚

右之通此度引合相濟候間、今便為御消印差立申候。御落手宜御取計可被下候。尤戌年切手者御地押切印無之候間相除申候。左様御承知可被下候。

一、御地御用山石之儀不殘堀立出来、吉田河岸迄川下ケハ致し候へ共、此節雨天勝ニテ川水相増、右石揚場江水付候而印入候義相成兼候ニ付、段々津出し延引いたし候。併取早近日天氣見合津出し可致候間、左様御承知可被下候。

一、先得得貴意候通、御地御用ニ付御借入金弍百兩、浅見与兵衛致調達候ニ付、別昏差出證文之通今便道中四日限ヲ以差立申候。着之上御落手宜敷御取計可被下候。右差出證文本紙写共致進達候。御落手可被下候。

一、右ニ付与兵衛渡證文卷通写相添、致■為證印差立申候。御落手宜御取計、御證印濟被遣可被下候。

一、當表季候之儀、先得得貴意候後雨勝ニ相成、麦作刈入も手後レ、存外取劣候趣ニ者御座候へ共、格別之儀ニも有御座間敷、先つ中手之様子ニ御座候。其後も于今雨勝ニ而、田方植附ニ者水沢山ニ而、一統相欽申候。上郷之内小畑黒田村者無滞植附相濟候段届出申候。其外村々も追々相濟可申届出候ハ、可申上候。畑方之儀者右之通雨勝ゆへ、手入ニ差困り候趣ニ相聞へ申候。何卒程能天氣ニ相成候様致度、此段得貴意候。御年寄衆へも申上候得共、尚又宜敷被仰伸可被下候。

右之段可為得貴意、如斯御座候。以上。

卯六月四日 三人

石川殿

入記

一、在町家作之義ニ付村々江申渡受書

老通

一、當陣屋御武器取調帳

壹冊

一、下宇利村伊作・半原村吉兵衛・賀茂村新五左衛門江被 仰付方伺書本紙写とも

壹冊

一、去酉亥子丑四ヶ年分米切手御消印物

四百四十八枚

一、御借入金貳百兩差出證文本紙写

壹冊

一、浅見与兵衛渡貳百兩證文本紙写

壹通

一、御自分様江自拙者共内状

壹封

×

追啓 古切手御消印物之義無益之状、かさにも相成候間、本文ニ著今便差立候趣得貴意候得共、別段並便を以差立申候間、左様御承知可被下候。以上。右並便江戸屋江出ス。貳百八匁。  
(未完)

註

- (1) 赤松俊秀ほか編『日本古文書学講座』第六卷近世編Ⅰ（雄山閣、一九七九年）一〇三〜四頁、日本歴史学会編『概説古文書学』近世編（吉川弘文館、一九八九年）、八三頁。
- (2) 註(1)『概説古文書学』近世編、八三頁。
- (3) 石井良助・服藤弘治編『幕末御触書集成』第二卷（岩波書店、一九九二年）、史料番号一六八九。
- (4) 同『同』第五卷（同、一九九四年）、史料番号五〇七三。
- (5) 同、史料番号四三八七、四三八九。
- (6) 近世史研究会編『江戸町触集成第十四卷』（塙書房、二〇〇〇年）、史料番号二三八二九。
- (7) 註(4)に同じ、史料番号五〇三六・五〇三七。
- (8) 註(7)に同じ。
- (9) 同、史料番号四二九五。
- (10) 同『同』第四卷（岩波書店、一九九三年）、史料番号三五〇八。